

令和6年度(2024年4月~2025年3月)

生活習慣病 予防健診のご案内

付加健診の
対象年齢を
拡大しました!

従業員の健康と事業所の将来を守るために、毎年の健診受診は重要です!

気づかぬうちに...

「生活習慣病」

私たちの健康に大きく関係する生活習慣病。その多くは、
運動不足、不適切な食生活、喫煙、過度な飲酒等の**不適切な生活の積み重ね**によって
メタボリックシンドロームとなり、これが原因となって引き起こされます。
放置することで症状が悪化し、元の健康な状態に戻ることが困難とされています。



自分の健康レベルの「現在地」を知る、それが健診。

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、進行しているというケースが少なくありません。
健診を受けて、自分自身の健康状態がどのレベルなのかを把握し、生活改善に向けて取り組みましょう!



! 事業主の皆さま 従業員の皆さまに、健診受診の積極的なお声がけをお願いします。

健診受診後の行動が大切です!

危険地帯までの距離さえわかれば、後はそこから遠ざかるのみ!

健診で自身の健康状態が分かったら、改善に向けたアクションが大切。健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。



健診結果に異常がなかった方も、引き続きの健康づくり、毎年の健診を!



特定保健指導*を利用しましょう!

! 事業主の皆さま

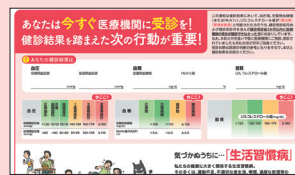
健診を受けた結果、生活習慣の改善が必要な従業員の方には、特定保健指導のご案内を事業所にお送りしています。特定保健指導のご案内を従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的なお声がけをお願いします。



医療機関に早期受診を!

! 事業主の皆さま

健診の結果から医療機関への受診が必要にもかかわらず、受診していない従業員の方には、ご自宅に右の通知をお送りしています。事業主の皆さまも、従業員の皆さまの健診結果をご確認いただき、従業員の方へお声がけください。



※案内イメージ

行動に移そう!



生活習慣病予防健診とは?

生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者(ご本人)に受けていただく健診です。



● 血圧測定

▶ 血圧を測り、循環器系の状態を調べます

● 尿検査

▶ 腎臓、尿路の状態や糖尿病等を調べます

● 便潜血反応検査

▶ 大腸からの出血を調べます

● 血液検査

▶ 動脈硬化、肝機能等の状態や糖尿病、痛風等を調べます

● 心電図検査

▶ 不整脈や狭心症等の心臓に関わる病気を調べます

● 胃部レントゲン検査

▶ 食道や胃、十二指腸の状態を調べます

● 胸部レントゲン検査

▶ 肺や気管支の状態を調べます

肺 胃 大腸 子宮 乳房

生活習慣病
予防健診で
調べること

協会けんぽの生活習慣病予防健診は5大がんまでカバー!

健診内容 ① 年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します

令和5年度から
自己負担額が
下がりました!

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	・問診・診察等・身体計測・血圧測定 ・尿検査・便潜血反応検査・血液検査 ・心電図検査・胃部レントゲン検査 ・胸部レントゲン検査	35歳~74歳の方 (75歳の誕生日の前日まで)	最高 5,282円
	・眼底検査※医師が必要と判断した場合のみ		最高 79円
子宮頸がん 検診(単独受診)	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	20歳~38歳の 偶数年齢の女性の方	最高 970円

自己負担額
最高**5,282円**

+

協会補助額
最高**13,583円**

||

一般健診
総額最高**18,865円**

※一般健診項目は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要であるため、すべて受診していただくようになっています。
体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診機関(医師)へご相談ください。

令和6年度から
5歳刻みを対象に!

+ 一般健診に追加できる健診 ① 単独受診はできません

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
付加健診	・尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査 ・生化学的検査・眼底検査 ・肺機能検査・腹部超音波検査	一般健診を受診する 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、 65歳、70歳の方	最高 2,689円
乳がん検診	・問診・乳房エックス線検査 ・視診・触診 ※視診、触診は医師の判断により実施	一般健診を受診する 40歳~74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 1,013円 40歳~48歳 最高 1,574円
子宮頸がん 検診	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	一般健診を受診する 36歳~74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可	最高 970円
肝炎ウイルス 検査	・HCV抗体検査・HBs抗原検査	一般健診を受診する方のうち、過去にC型 肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高 582円

※受診時に協会けんぽの被保険者であることが必要です。退職等により被保険者資格を喪失した後に協会けんぽの
健診を受診された場合は、後日、協会けんぽが補助を行った健診費用をお返しいただくことになります。

※検査の具体的な方法及び内容、検査の実施にあたっての注意事項等については、直接健診機関にお尋ねください。

※検査の内容やがん検診のメリット・デメリットについては、協会けんぽホームページ

(どんな検査があるの? <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat410/sb4020/>)をご確認ください。

※健診結果は受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導・健康相談並びに個人が識別されない方法での統計・調査研究にのみ利用します。

協会けんぽ
どんな検査があるの



健診受診の流れ

! 事業主の皆さま

ホームページに健診対象者へお知らせいただくための
パンフレットを掲載しておりますので、ご活用ください。

1 案内が届いたら、従業員の皆さまに
健診を受診するよう周知する

協会けんぽ 健診パンフレット

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat430/>)



2 受診を希望する健診機関に予約する

協会けんぽへの申込み手続きは不要です。

全国約3,500機関の健診機関で受診することができます。

健診機関は協会けんぽのホームページから検索することもできます。

協会けんぽ 健診機関

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat415/2001-138/>)



3 健診を受診する

受診当日は保険証及び検査容器などを忘れないよう、お持ちください。

健診当日に特定保健指導の案内があった際は、
積極的に利用いただくよう従業員の方にお声かけをお願いします。

4 生活習慣の改善が
必要な方は...

- 特定保健指導を利用する
- 医療機関を受診する



令和6年度 生活習慣病予防健診対象者年齢早見表

※受診可能な健診の種類は下表のとおり年齢によって決まっています。

年齢	生年月日	一般健診	子宮頸がん検診(単独)	付加健診	乳がん検診	子宮頸がん検診	年齢	生年月日	一般健診	子宮頸がん検診(単独)	付加健診	乳がん検診	子宮頸がん検診
20歳	H16.4.2～H17.4.1	×	○	×	×	×	50歳	S49.4.2～S50.4.1	○	×	○	○	○
21歳	H15.4.2～H16.4.1	×	×	×	×	×	51歳	S48.4.2～S49.4.1	○	×	×	×	×
22歳	H14.4.2～H15.4.1	×	○	×	×	×	52歳	S47.4.2～S48.4.1	○	×	×	○	○
23歳	H13.4.2～H14.4.1	×	×	×	×	×	53歳	S46.4.2～S47.4.1	○	×	×	×	×
24歳	H12.4.2～H13.4.1	×	○	×	×	×	54歳	S45.4.2～S46.4.1	○	×	×	○	○
25歳	H11.4.2～H12.4.1	×	×	×	×	×	55歳	S44.4.2～S45.4.1	○	×	○	×	×
26歳	H10.4.2～H11.4.1	×	○	×	×	×	56歳	S43.4.2～S44.4.1	○	×	×	○	○
27歳	H9.4.2～H10.4.1	×	×	×	×	×	57歳	S42.4.2～S43.4.1	○	×	×	×	×
28歳	H8.4.2～H9.4.1	×	○	×	×	×	58歳	S41.4.2～S42.4.1	○	×	×	○	○
29歳	H7.4.2～H8.4.1	×	×	×	×	×	59歳	S40.4.2～S41.4.1	○	×	×	×	×
30歳	H6.4.2～H7.4.1	×	○	×	×	×	60歳	S39.4.2～S40.4.1	○	×	○	○	○
31歳	H5.4.2～H6.4.1	×	×	×	×	×	61歳	S38.4.2～S39.4.1	○	×	×	×	×
32歳	H4.4.2～H5.4.1	×	○	×	×	×	62歳	S37.4.2～S38.4.1	○	×	×	○	○
33歳	H3.4.2～H4.4.1	×	×	×	×	×	63歳	S36.4.2～S37.4.1	○	×	×	×	×
34歳	H2.4.2～H3.4.1	×	○	×	×	×	64歳	S35.4.2～S36.4.1	○	×	×	○	○
35歳	H1.4.2～H2.4.1	○	×	×	×	×	65歳	S34.4.2～S35.4.1	○	×	○	×	×
36歳	S63.4.2～H1.4.1	○	○	×	×	○	66歳	S33.4.2～S34.4.1	○	×	×	○	○
37歳	S62.4.2～S63.4.1	○	×	×	×	×	67歳	S32.4.2～S33.4.1	○	×	×	×	×
38歳	S61.4.2～S62.4.1	○	○	×	×	○	68歳	S31.4.2～S32.4.1	○	×	×	○	○
39歳	S60.4.2～S61.4.1	○	×	×	×	×	69歳	S30.4.2～S31.4.1	○	×	×	×	×
40歳	S59.4.2～S60.4.1	○	×	○	○	○	70歳	S29.4.2～S30.4.1	○	×	○	○	○
41歳	S58.4.2～S59.4.1	○	×	×	×	×	71歳	S28.4.2～S29.4.1	○	×	×	×	×
42歳	S57.4.2～S58.4.1	○	×	×	○	○	72歳	S27.4.2～S28.4.1	○	×	×	○	○
43歳	S56.4.2～S57.4.1	○	×	×	×	×	73歳	S26.4.2～S27.4.1	○	×	×	×	×
44歳	S55.4.2～S56.4.1	○	×	×	○	○	74歳	S25.4.2～S26.4.1	○	×	×	○	○
45歳	S54.4.2～S55.4.1	○	×	○	×	×	75歳	S24.4.2～S25.4.1	○	×	×	×	×
46歳	S53.4.2～S54.4.1	○	×	×	○	○	※本年度中に75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、生活習慣病予防健診を受診できるのは、誕生日の前日までとなります。						
47歳	S52.4.2～S53.4.1	○	×	×	×	×							
48歳	S51.4.2～S52.4.1	○	×	×	○	○							
49歳	S50.4.2～S51.4.1	○	×	×	×	×							

Q&A よくあるご質問

Q1 対象者一覧に名前が載っていない方でも受診できますか？

A1 35歳以上74歳までの被保険者様であれば受診できます。途中加入の方も受診が可能です。(対象者一覧は令和6年1月上旬の加入者情報をもとに作成しております。)対象年齢については、上記年齢早見表をご覧ください。

Q2 35歳未満の加入者の健診は、どうしたらよいですか？

A2 協会けんぽの補助を受けて生活習慣病予防健診を受診することはできません。35歳未満の方は事業主が実施する定期健康診断を受診することになります。なお、20歳から38歳の偶数年齢にあたる女性の被保険者は、子宮頸がん検診(単独)を受診できます。

Q3 胃カメラに変更することはできますか？

A3 一般健診の胃部レントゲン検査を、胃内視鏡検査に変更できる場合があります。ただし、別途追加料金が発生することがございます。詳しくは、受診予定の健診機関にご確認ください。

Q4 付加健診だけ受診したいのですが、受診できますか？

A4 付加健診は、一般健診とセットで受診する健診です。単独での受診はできません。